

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年1月18日から同年4月10日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月18日から同年8月5日まで

年金事務所で、A社B事業所に係る労働者年金保険被保険者記録が統合されたが、被保険者資格の喪失日が、保管していた国民労務手帳に記載されている日と異なっているため、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民労務手帳の「労働者年金保険関係事項欄」には、「昭和18.8.5資格喪失」との記載が確認できる。

一方、当該手帳には昭和18年4月9日徴用解除、同年4月10日入営の記載が確認できるところ、C県が保管する陸軍兵籍に記載されている入営日は同年4月10日となっており、当該手帳の記録と一致する。

また、A社が提出した「厚生年金喪失者名簿」には、申立人の労働者年金保険被保険者資格の喪失日は昭和18年1月18日と記録されているものの、申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている者の同資格喪失日は、19年から31年までの間で区々の日付となっているなど、申立事業所が申立人の同資格喪失届を提出した時期に記録されたものではないことがう

かがえる上、同事業所は、「名簿の作成時期は不明であり、記載されている資格喪失日が国民労務手帳の資格喪失日と異なっている原因についても不明である。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 18 日から同年 4 月 9 日までの期間において申立事業所に継続して勤務し、同年 1 月から同年 3 月までの労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 12 月の A 社 B 事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿の記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、40 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

加えて、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの労働者年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月 10 日から同年 8 月 5 日までの期間については、前述の国民労務手帳及び陸軍兵籍の記載により、軍隊に召集された期間であることが確認できることから、申立事業所には在籍していなかったものと考えられる。

また、申立人が当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 18 年 4 月 10 日から同年 8 月 5 日までの期間において、労働者年金保険被保険者として当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 27 日から 48 年 9 月 27 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 48 年 9 月 27 日と記録されているが、私が同社に勤務したのは 45 年 9 月 27 日からである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(控え)」によれば、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 48 年 9 月 27 日と記録されていることが確認でき、当該記録は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 48 年 9 月 27 日と記録されている上、A社は、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管していない。また、厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前の期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿により申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取しても申立人の申立てを裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 28 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 26 日から 54 年 1 月 22 日まで
③ 昭和 56 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 58 年 7 月 22 日から 60 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、全ての申立期間について被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、及び申立期間④についてはD社にそれぞれ継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 38 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所は、申立期間①のうち、同日から 40 年 8 月 1 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は連絡先が不明である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取しても、申立人の申立てを裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 37 年 8 月 28 日と記録されていることが確認でき、当該記

録はオンライン記録と一致している。

加えて、前述の被保険者名簿の「資格喪失年月日欄」には、申立人が昭和 37 年 8 月 28 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所（当時）が健康保険被保険者証を回収したことを示す「証回収済」の記載が確認できる。

- 2 申立期間②については、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明である上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取しても申立人の申立てを裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 53 年 8 月 26 日と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立期間②における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立期間③については、C 社が保管する申立人の人事記録によれば、申立人は昭和 56 年 1 月 20 日付けで同社を退職したことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても申立人の離職日は同日と記録されている。

また、C 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 56 年 1 月 21 日と記録されていることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取しても申立人の申立てを裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間④については、D 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 58 年 7 月 22 日と記録されていることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、雇用保険の被保険者記録においても申立人の D 社における離職日

は昭和 58 年 7 月 21 日と記録されている上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に聴取しても申立人の申立てを裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 5 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 21 日から同年 8 月 20 日まで

A社から平成 13 年 7 月 20 日付けで解雇され、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 7 月 21 日となっている。しかしながら、同年 8 月 1 日に同社から振り込まれた 16 万 8,000 円を同社は解雇予告手当と主張しているものの、賃金台帳によると、同年 8 月分の給与となっており、厚生年金保険料が控除された記録となっている。同社の給与は 20 日締切り、同月月末払いとなっており、13 年 8 月分給与は同年 8 月 20 日までの給与であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成 13 年 7 月 21 日と記録されていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している上、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返納」の記載が確認できる。

また、A社が提出した申立人に係る労働者名簿、平成 13 年度賃金台帳及び前述の被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の同社における退職日は平成 13 年 7 月 20 日と記録されていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同社における離職日は同年 7 月 20 日であり、同年 7 月 30 日に求職の申込みを行っていることが確認できる。

さらに、A社は、「平成 13 年 7 月 4 日に解雇予告通知書を申立人宛てに郵送し、同年 8 月 1 日に解雇予告手当 16 万 8,000 円を送金した。これは、基本給、技術手当、衣服手当及び皆勤手当の合計額で、厚生年金保険料は控除して

いない。なお、平成 13 年度賃金台帳に 8 月分給与として記載しているのは解雇予告手当の記載誤りである。」と回答しているところ、金融機関の振込明細票によれば、平成 13 年 8 月 1 日に 16 万 8,000 円が申立人に送金されており、当該送金額からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 10 日から 45 年 9 月 1 日まで

A社にB担当として勤務していた申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。C業者許可申請書で確認できるとおり、同社には昭和 32 年 4 月 1 日に入社し、45 年 8 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出したC業者許可申請書の様式第*号（以下「実務経験証明書」という。）によると、A社は、申立人をB担当として昭和 32 年 4 月から 45 年 8 月までの 13 年 5 か月間使用していた旨を証明していることが確認できる。

また、前述の許可申請書の様式第*号（以下「許可申請者の略歴書」という。）の「従事した職務内容」欄には、申立人が昭和 32 年 4 月 1 日から 45 年 8 月 31 日までA社に勤務していた旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員からは、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない上、当該従業員のうち一人は、「私は入社当初から正社員扱いであったが、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期が1年以上相違しており、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間、給与から厚生年金保険料を控除されることは無かったと記憶している。」と供述している。

さらに、申立期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員の中には、雇用保険の被保険者資格を取得してから2年以上経過して厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が確認できることから判断すると、当時、同社では、従業員全員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出整理簿及びA社に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和33年4月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人が提出した実務経験証明書によると、A社は、申立人をB担当として昭和32年4月から45年8月までの13年5か月間使用していた旨を証明していることが確認できる。

また、許可申請者の略歴書の「従事した職務内容」欄には、申立人が昭和32年4月1日から45年8月31日までA社に勤務していた旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員からは、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない上、当該従業員のうち一人は、「私が昭和43年に入社した時点では、申立人がA社の下請けとして独立して勤務していたと記憶している。」と供述しており、申立人が提出した「C業法に基づく登録について（通知）」によると、申立人は、昭和43年7月*日にC業として登録されたことが確認できる。

さらに、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和41年2月10日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、備考欄には、申立人に係る健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返」の記載が確認できる。

3 両申立期間について、A社は、申立人に係る関連資料を保存しておらず、申立内容を確認できない旨を回答している。

また、申立人が提出したC業者許可申請書の内容について、D県の担当者は、当時の関連資料を保管していないため確認できない旨を回答している。

さらに、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 10 日から同年 4 月 28 日まで
② 昭和 21 年 11 月 11 日から 23 年 12 月 1 日まで

A社において、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者となっているが、当時、坑内作業に従事していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社における勤務内容に係る具体的な供述等から判断すると、申立人は同社において坑内業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の主張を確認できない。

また、坑内夫は一般に労働条件の過酷さや危険度の高さから坑外夫より高い報酬を得ていると考えられることから、申立期間①当時、厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び申立人について、申立期間①の標準報酬等級を比較すると、年齢によって差はあるものの、申立人の標準報酬等級は、第3種被保険者の標準報酬等級より低く、第1種被保険者の標準報酬等級とおおむね同等であることが確認できる。

さらに、被保険者名簿から、申立期間①当時、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、申立事業所において採炭員として勤務していたとする同僚は、「私は、採炭員として坑内で作業し、発破作業

にも従事しており、1日8時間以上は坑内業務に就いたが、私の場合も第1種被保険者となっている。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、坑内作業に従事していた全ての従業員が厚生年金保険第3種被保険者となっていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は厚生年金保険の第1種被保険者となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②については、A社が作成した昭和21年7月1日付けの本俸通知書及び被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人が同社において坑内作業に従事していたことが推認できる。

しかしながら、前述のとおり、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の主張を確認できない。

また、申立期間②当時、厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び申立人について、申立期間②の標準報酬等級の推移を比較すると、申立人の申立期間②の標準報酬等級は、適用年月及び年齢によって差はあるものの、第3種被保険者の標準報酬等級より低く、第1種被保険者の標準報酬等級とおおむね同等の推移であることが確認できる。

なお、申立期間②当時、申立人及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）で確認できる同僚に坑外員から坑内員に種別変更が行われた記録は確認できない。

さらに、申立期間②当時、申立人と同様に坑内業務に従事していたとする者で、申立事業所において坑外員として厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚の供述から判断すると、前述のとおり、坑内作業に従事していた全ての従業員が厚生年金保険第3種被保険者となっていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人のA社における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者名簿では、申立人は厚生年金保険の第1種被保険者となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社を平成 15 年 11 月 30 日付けで退職したと思うが、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 11 月 30 日になっている。

月末の退職であり、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成 15 年 12 月 1 日が正しいと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた元従業員一人は、「会社の破産に伴い、社長が全従業員を召集して説明会を開き、平成 15 年 11 月 29 日で解雇する旨を伝え、同日付けで全従業員が解雇された。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者であった全員が同年 11 月 30 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、B厚生年金基金が保管するA社に係る厚生年金基金加入員資格喪失届及び加入員適用記録照会（基本異動）には、申立人の加入員資格喪失日は平成 15 年 11 月 30 日と記載されていることが確認できる上、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録によれば、同社における離職日は同年 11 月 29 日となっており、厚生年金保険及び厚生年金基金における資格喪失日の記録と符合している。

さらに、法人登記簿の記録によると、A社は平成 15 年 12 月 * 日に地方裁判所の破産宣告を受け、17 年 8 月 * 日に同裁判所が破産手続終結を決定している上、当時の事業主は、「A社に係る賃金台帳及び出勤簿等の資料は無

い。」と説明しており、申立期間における在籍実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。